

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社千趣会		コード	8165
提出日	2025/3/4		異動（予定）日	2025/3/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
✓	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	高杉信匡	社外取締役	○													○	有
2	柳 真二	社外取締役	○													○	有
3	大平裕子	社外取締役	○										△			新任	有
4	清水万里夫	社外監査役	○										△			有	
5	淹口広子	社外監査役	○										○			有	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	高杉信匡氏は、弁護士の資格を有しております。数多くの企業の再生案件、M&A案件、企業再編、事業承継等において法的サポートを行っております。同氏は、弁護士として、会社法、コアドローイング等の企業法務やリスクマネジメント領域に関する専門的な観点や見識、数多くの企業再生に経験として参画した経験や、M&Aにおけるファイナンス、会計業務に関する幅広い知識を有しております。社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。引き続き同氏が社外取締役候補者といたします。	高杉信匡氏は、弁護士の資格を有しております。数多くの企業の再生案件、M&A案件、企業再編、事業承継等において法的サポートを行っております。同氏は、弁護士として、会社法、コアドローイング等の企業法務やリスクマネジメント領域に関する専門的な観点や見識、数多くの企業再生に経験として参画した経験や、M&Aにおけるファイナンス、会計業務に関する幅広い知識を有しております。社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。引き続き同氏が社外取締役候補者といたします。
2	柳真二氏は、東急不動産㈱入社以降、経営企画部門を中心にマンションマーケティング、浩外事業等に従事し、その後東急バスでは大規模な経営構造改革、リブランディング等、東急リバブル㈱では業務シェアの拡大、事業の多角化等、経営者として豊富な経験を有しております。同氏には企業経営や企業戦略、お客様とのリレーション構築やファイナリスト候補等、	柳真二氏は、東急不動産㈱入社以降、経営企画部門を中心にマンションマーケティング、浩外事業等に従事し、その後東急バスでは大規模な経営構造改革、リブランディング等、東急リバブル㈱では業務シェアの拡大、事業の多角化等、経営者として豊富な経験を有しております。同氏には企業経営や企業戦略、お客様とのリレーション構築やファイナリスト候補等、
3	社外取締役大平裕子氏は、過去に当社の取引先である㈱三越伊勢丹に所属しておりました。当社と同社との間には、商品仕入れのよう支払い等の取引関係があります。しかししながら、当社グループが支払った商品仕入れ費用等が同社の総収入における割合は、1%未満であります。	大平裕子氏は、㈱三越伊勢丹入社以降、販売、生産・調達、店舗開発・運営で実績を積み、㈱三越伊勢丹研究所で代表取締役社長として三越伊勢丹のマーケティングディレクションを主導し、経営者としても経験を有しております。同氏には、企業経営や企業戦略、女性活躍推進を含む人事政策、マーケティング・コミュニケーション等における豊富な知識と経験を当社の経営に貢献して顶いたため、新たに独立役員として選任いたしました。
4	社外監査役清水万里夫氏は、過去に当社の会計監査人である新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）に所属しておりました。当社と同監査法人との間には、監査報酬の支払い等の取引関係があります。しかししながら、当社グループが支払った監査報酬等が同監査法人の総収入における割合は、1%未満であります。	清水万里夫氏は、公認会計士として会社経営に携わってこられた豊富な経験と幅広い見識をもとにした、財務、会計に関する専門性を当社の監査体制に発揮して顶いております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に携与した経験はありませんが、会計士として会社経営に携与しており、社外監査役としての職務を適切に遂行して顶いております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしております。
5	社外監査役淹口広子氏は、弁護士法人北浜法律事務所パートナーであり、弁護士法人北浜法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、当該顧問料及びその他の報酬額を合わせても同弁護士法人の総収入における割合は、1%未満であります。	淹口広子氏は、弁護士の資格を有しております。ヨーロピアン型、争訟、行政分野に専門的な案件に取り組み、様々な企業問題にアドバイス、多数の企業M&Aや、自治体等の行政側へのサポートを行っております。同氏の豊富な経験と見識により、客観的な立場から当社の経営に関する監督や有益な指摘を頂いております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に携与した経験はありませんが、会計士として会社経営に携与しており、社外監査役としての職務を適切に遂行して顶いております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしております。

## 4. 補足説明

【独立社外役員の独立性判断基準】
当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役になる者について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等に関する基準を適用するものとします。
（独立性等に関する基準）
当社は、以下の(i)から(iv)について、社外取締役・社外監査役（候補者である場合を含む）が該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断します。また、社外取締役・社外監査役（候補者である場合を含む）が該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断します。
(i) 取引先・業務執行者として在籍している会社が、当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり、いずれかの会社の会社売上高の2%以上の場合
(ii) 専門家・法律・会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。
(iii) 寄付の提供先・業務執行者として在籍する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のうち、いずれかの大きい額を超える場合
(iv) 上記(i)から(iii)又は当社若しくは当社子会社の業務執行者の親族2親等以内の親族が、上記(i)から(iii)又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在籍している場合、又は過去5年間ににおいて在籍していた場合
(v) 役員の兼任会社数：上場会社の役員（取締役・監査役又は執行役）の兼任は、当社のほかに4社以内とします。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要な株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f.、g.及びh.に該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある他の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社の取引先の取引相手（個人又は法人）

以上の2つの各項目の表記は、取引所の規則に定められた項目の文字を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近鶴者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～l.のいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。